(4) 職員手当の状況(平成29年4月1日現在)

	1071人元(十万	(」「口が江/							
手当の種類	内容									
扶養手当 (部長職を除く)	配偶者 10,000 円(課長職 8,000 円) 子ども 7,500 円 父母等 6,000 円 特定期間の加算 4,000 円(※1)									
地域手当	給料、扶養引	当、管理环	戦手当の合計額	質の 15%						
住居手当 (管理職を除く)	35歳未満の	3 5 歳未満の世帯主等(借家・借間) 15,000 円								
通勤手当										
特殊勤務手当	著しく危険、	不快、不例	建康その他特殊	は業務につい	たときに支給	される手当				
	(平成28年	度支給実績	•)							
	区分	分	6月期	12月期	合計					
	部長職	期末手当	0.925 月分	1.075 月分	2.000 月分					
期末、勤勉手当		勤勉手当	1.150 月分	1.250 月分	2.400 月分					
州水 到旭15	±ш ⊨ п/ы	期末手当	1.025 月分	1.175 月分	2.200 月分					
	課長職	勤勉手当	1.050 月分	1.150 月分	2.200 月分					
	医巨酚医丁	期末手当	1.225 月分	1.375 月分	2.600 月分					
	係長職以下	勤勉手当	0.850 月分	0.950 月分	1.800 月分					
退職手当	(支給率) 勤続 2 0 年…23.50 月分 勤続 2 5 年…31.50 月分 勤続 3 5 年…45.00 月分									
管理職手当	部長 106,5	00円 誹	果長 80,000 ₽	9						
その他の手当	上記の他に単 て支給してい	自身赴任手 いる時間外勤	当、管理職員特 勧務手当、休日	詩別勤務手当、 「勤務手当、夜∣	労働基準法の 間勤務手当なと	規定に基づい どがあります。				

※1 特定期間の加算とは、扶養親族の子のうちに16歳から22歳の子がいる場合に子の金額に加算する額です。

○職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間(平成29年4月1日現在)

職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。夜間窓口や総合病院の看護師などで、交代勤務により職務に従事する職員もいますが、勤務時間は週38時間45分を原則として、勤務の割り振りをしています。

(2) 休暇等の概要

休暇等の種類は、年次休暇、病気休暇、公民権の行使、生理休暇、結婚休暇、産前産後の休養、母子保健健診休暇、出産介護休暇、育児時間、子どもの看護休暇、忌引、父母の祭日休暇、ドナー休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇、介護休暇、短期の介護休暇、介護時間、災害事故休暇、育児休業、部分休業です。なお、年次休暇の昨年の平均取得日数は、12.5日です。

(5)特別職等の報酬の状況(平成29年4月1日現在)

X	分	給料月額等			
	市長	1,010,000 円			
給料	副市長	880,000 円			
不口个十	教育長	805,000 円			
	病院事業管理者	1,410,000 円			
	議長	625,000 F			
報酬	副議長	560,000 円			
	議員	530,000 円			
期末手当 (平成28年度 支給実績)	市 長 議 長 副市長 議議 教育長 議 病院事業管理者	6月期 2.075月分 12月期 2.325月分 合計 4.400月分			

○職員の休業に関する状況

平成28年度の育児休業および部分休業の取得状況

※総合病院診療部門を除く

(単位:人)

(4)

		(112/1/
区分	育児休業	部分休業
男性職員	1	1
女性職員	10	2

○職員の分限および懲戒処分の状況

分限処分は、公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分です。分限処分には、免職、休職、降任、降給の4種類があります。

懲戒処分は、公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために、職員の道義的責任を追及して行う処分です。懲戒処分には、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。

平成28年度の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

		分限	処分		懲戒処分				
	免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告	
処分者数	0	10	0	0	0	0	0	0	

○職員の服務の状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務遂行しなければいけません。職務の遂行にあたって職員が守るべき義務は、次のとおりです。 (単位:人)

区分	内容	違反者数 (平成28年度)
職務命令等に従う義務	職員は法令等の定める規程に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。	0
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。	0
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。	0
	職員は勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません。ただし、研修を受ける場合、 厚生に関する計画の実施に参加する場合などに限り、職務専念義務が免除されます。	0
	職員は政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為が禁止されるなどの 制限があります。	0
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。	0
営利企業等の従事制限	職員は営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。なお、公務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断できるものについては、任命権者の許可を得ることによって営利企業等に従事することができます。	0

○職員の退職管理の状況

地方公務員法において退職職員 による現職職員への働きかけが規 制されており、青梅市職員の退職 管理に関する条例に基づき、職員 の退職管理の適正化を図っていま す。

※総合病院診療部門を除く

平成28年度末における退職者 (課長職以上)の再就職等の状況 (単位:人)

区分	再就職者数
本市外郭団体	2
民間企業等	1

○職員の研修の状況

職員研修実施状況(平成28年度)※総合病院診療部門を除く

	職貝饼修美施尔	況(半成28	3年度)※	総合病院診療部門を除く
区分			受講者数	備考
	東京都市町村	一般研修		新任職員、部課長職員等の階層別研修
		実務研修等	215 人	行政法I、地方自治法、地方公務員法、政策法務、情報システム調達導入科、人事科、会計科、固定資産税科、徴収科、廃棄物対策科、人事啓発研修等の実務研修
	その他派	遣研修	8 人	総務省自治大学校、東京都職員研修所、国土交通省国土交通大学校、東京都特別区職員研修所等への派遣
	独自研修		4,182 人	階層別研修、接遇研修、会計実務研修、交通安全講習会、公務員倫理研修、情報セキュリティ研修、障害者差別解消 法研修等

○職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 厚生福利制度

職員の厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、青梅市職員互助会を設置し、職員の元気回復その他厚生に関する事業を行っています。この互助会は、職員の会費および市の交付金などで運営されています。なお、平成28年度の会費および交付金は、毎月、給料月額に1000分の2.5を乗じた金額です。

また、職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市において分担拠出する財源により、短期給付事業(医療関係等)、長期給付事業(年金関係)、福祉事業(人間ドック事業等)を行っており、厚生年金、国民年金、健康保険および国民健康保険と同様に社会保険制度の一環とされています。

(2) 公務災害補償の概要

公務上、通勤途上の災害により、負傷等または死亡した場合には、地方公務 員災害補償基金から一定の補償がされます。 (単位:件)

平成28年度の補償件数は、右のとおりです。(総合病院を除く)

 区分
 傷病
 死亡

 公務災害
 3
 0

 通勤災害
 1
 0

○公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

(3) 人事管理に関する苦情処理の状況

職員は、勤務条件その他の人事管理に関して、公平委員会に苦情の申出および相談をすることができます。

平成28年度の(1)~(3)の状況は、次のとおりです。

(単位:件)

区分	年度当初係属件数	年度中申立て件数	年度中処理件数	年度末係属件数
措置の 要求	0	0	0	0
不服 申し立て	0	0	0	0
苦情処理	0	1	1	0

Ë 事 行 政 運

地方公務員法第58条の2の規定に基づき、市の人事行政の運営等の状況を公表します。

問い合わせ 職員課人事給与係

○職員の任免および職員数に関する状況

(1)任命権者別一般職の職員の任免および職員数の状況

(単位:人)

	平成28年	採月	1等の状況		退職等	の状況	(平成28	3年4月2日	~29年4月1日)	平成29年	V /
区分	4月1日現在 職員数 (a)	平成28年4月2日 ~29年3月31日 (b)	平成29年 4月1日 (c) 計 (d=b+c)		定年 普通 現職 (g)		その他 (h)	計 (i = e + f + g + h)	4月1日現在 職員数 (j=a+d-i)	前年度 比較 (j-a)	
市長の補助職員	591 (38)	8	47 (4)	55 (4)	18	6	0	21 (11)	45 (11)	601 (31)	10 (△ 7)
市立総合病院の職員	724 (15)	19	89 (3)	108 (3)	5	68	1	5 (3)	79 (3)	753 (15)	29 (0)
議会の職員	11	0	2 (1)	2 (1)	1	0	0	2	3	10 (1)	△ 1 (1)
教育委員会の職員	126 (15)	5	11 (5)	16 (5)	7	0	0	15 (8)	22 (8)	120 (12)	△ 6 (△ 3)
選挙管理委員会の職員	4	0	1	1	0	0	0	1	1	4	0
監査委員会の職員	3 (1)	0	1 (1)	1 (1)	1	0	0	0 (1)	1 (1)	3 (1)	0 (0)
農業委員会の職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,459 (69)	32	151 (14)	183 (14)	32	74	1	44 (23)	151 (23)	1,491 (60)	32 (△9)

(注) 1 ()内は、再任用短時間勤務職員で外数です。 職員数は上記の他に、東京都十一市競輪事業組合へ1人、東京都後期高齢者医療広域連合へ1人、東京都市町村職員研修所へ1人、地方公務員災害補償基金東京都支部へ1人派遣しており、 平成29年4月1日現在の青梅市の総職員数は、1,495人となります。

平成28年と29年の比較増減状況

増員数 減員数

(2) 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

平成27年

職員数

平成28年

(単位:人)

主な増減理由

(単位:人)

市役所においては、課を単位に 仕事が分担されており、同じ分野 の課をまとめて部が置かれていま す。そして部に部長、課に課長、 係に係長などを置いています。

(3) 役職別職員数

平成29年4月1日現在の状況 は右のとおりです。

※総合病院診療部門を除く

	(1 1-2 / 1/
区分	職員数
部長職	14
課長職	60
係長職	169
主査職	4
副主査職	45
主任職	313
主事職	169

(4) 昇任試験の状況(平成28年度)

昇進の基本原則は能力主義、成績主義に基づき行っています。 管理職候補者等を見いだす方法として、課長職、係長職、主査 職、副主査職および主任職については昇任試験を課しています。 ※総合病院診療部門を除く (単位:人)

		(単位・八)
区分	受験者数	合格者数
課長職	19	16
係長職	14	9
主査職	7	1
副主査職	4	0
主任職	32	14

	議会	11	(0)	11	(0)	10	$(\triangle 1)$	0	1	人員未配置	İ
	総務	174	(2)	178	(4)	181	(3)	6	3	職員派遣、	人員未配置
	税務	55	(0)	55	(0)	55	(0)	0	0		
般	民生	82	(3)	86	(4)	88	(2)	3	1	業務量増	
17	衛生	54	$(\triangle 2)$	54	(0)	54	(0)	0	0		
般行政部門	農林水産	11	(0)	13	(2)	16	(3)	3	0	組織改正	
	商工	9	(0)	9	(0)	10	(1)	1	0	業務量増	
	土木	103	(△4)	108	(5)	106	(△ 2)	2	4	組織改正、	業務量増
	小計	499	(△1)	514	(15)	520	(6)	15	9		
特別	教育	150	(△4)	132	(△ 18)	126	(△ 6)	2	8	組織改正、	人員未配置
行政	小計	150	(△4)	132	(△ 18)	126	(△ 6)	2	8		
普	通会計	649	$(\triangle 5)$	646	(646	(0)	17	17		
公	病院	742	(4)	724	(△ 18)	753	(29)	29	0	業務量増、	欠員補充
営	下水道	27	(0)	26	(△1)	27	(1)	1	0	欠員補充	
公営企業等	その他	63	(1)	63	(0)	65	(2)	2	0	業務量増	
等	小計	832	(5)	813	(△ 19)	845	(32)	32	0		
	合計	1,481	(0)	1,459	(△ 22)	1,491	(32)	49	17		

平成29年

○職員の人事評価の状況

職員の職務で発揮された能力などについて、毎年評価を行っています。平成28年度は、次の内容で実施しました。

評価期間 平成28年4月1日~29年3月31日

評価対象者 全職員

区分

評価項目 業績(目標や職務の達成度など)、態度(責任感、積極性、規律性など)および能力(理解・判断力、企画力、指導力など)

○職員の給与の状況

(1) 部門別給与等の状況(平成27・28年度決算)

(単位:千円)

(「)前前が個子寺が依然(「残と」」とも十度次弁)					(+	<u> </u> ・ 1)							
	給料			職員手当			共済費			計			
区分	27年度 決算額(a)	28年度 決算額(b)	前年度比較 (c = b-a)	27年度 決算額(d)	28年度 決算額(e)	前年度比較 (f = e - d)	4/午戌	28年度 決算額(h)	前年度比較 (i = h-g)	4 牛皮	28年度 決算額(k)	前年度比較 (k - j)	対前年度 伸び率
市長部局	2,383,735	2,310,517	△ 73,218	2,418,422	2,464,601	46,179	793,693	783,031	△ 10,662	5,595,850	5,558,149	△ 37,701	△ 0.7%
市立 総合病院	2,674,785	2,657,984	△ 16,801	2,740,562	2,832,055	91,493	905,465	950,441	44,976	6,320,812	6,440,480	119,668	1.9%
議会	49,950	47,521	△ 2,429	33,945	35,015	1,070	16,610	15,319	△ 1,291	100,505	97,855	△ 2,650	△ 2.6%
教育委員会	614,694	565,538	△ 49,156	398,611	386,299	△ 12,312	191,284	174,307	△ 16,977	1,204,589	1,126,144	△ 78,445	\triangle 6.5%
選挙管理 委員会	16,152	15,899	△ 253	27,175	31,078	3,903	5,394	5,312	△ 82	48,721	52,289	3,568	7.3%
監査・ 公平委員会	18,165	16,363	△ 1,802	12,607	11,865	△ 742	6,002	5,026	△ 976	36,774	33,254	△ 3,520	△ 9.6%
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	5,757,481	5,613,822	,		5,760,913	129,591	1,918,448	1,933,436		13,307,251	13,308,171	920	0.0%

(注) 1 平成28年度から東京都公平委員会に加入したため、28年度の監査・公平委員会の決算額は、監査委員会のみの実績です。

(2) 初任給の状況(平成29年4月1日現在)

区分		初任給		
↑几~二元 πΔ4	高校卒	144,600 円		
一般行政職	大学卒	182,700 円		

(3) 職員の平均給料月額 平均給与月額および平均年齢の状況

_ (3) 蝦貝の十圴和付月銀、1	、十均和子月段のよい十均平断以外が					
区分	平成29年4月1日現在					
区为	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢			
一般行政職	324,900 円	430,981 円	43歳11か月			
一般技能職	371,400 円	440,324 円	54歳11か月			
医療職	303,417 円	389,334 円	41 歳 3 か月			
企業職(市立総合病院の職員)	307.400 円	488.219 円	38歳6か月			

1 平均給料月額は、4月に職員に支給される基本給としての給料を職員数で除したものです。 2 平均給与月額は、4月に職員に支給される給料と職員手当(扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、 特殊勤務手当、管理職手当、時間外勤務手当等)の合計額を職員数で除したものです。

^{1 ()}内の数値は、対前年の増減数です

² 職員数は、地方公共団体定員管理調査に基づく数値です。